

平成30年 臨時第2回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成30年 5 月24日

閉 会 平成30年 5 月24日

新 得 町 議 会

第 2 回臨時町議会会議録目次

第 1 日（30. 5. 24）

○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4
○日程第 2 会期の決定	4
○諸般の報告（第 1 号）	4
○行政報告	4
○日程第 3 報告第 1 号 平成 29 年度新得町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	5
○日程第 4 議案第 31 号 工事請負契約の締結について（町道新得 6 号分線（楠橋）災害復旧工事）	6
○日程第 5 議案第 32 号 専決処分の承認について（町税条例の一部を改正する条例の制定について）	6
○日程第 6 議案第 33 号 専決処分の承認について（平成 29 年度新得町一般会計補正予算）	8
○日程第 7 議案第 34 号 専決処分の承認について（平成 29 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算）	9
○日程第 8 議案第 35 号 専決処分の承認について（平成 29 年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算）	10
○日程第 9 議案第 36 号 専決処分の承認について（平成 29 年度新得町介護保険特別会計補正予算）	11
○日程第 10 議案第 37 号 専決処分の承認について（平成 29 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算）	12
○日程第 11 議案第 38 号 専決処分の承認について（平成 29 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算）	12
○閉会の宣告	13

平成30年第2回新得町議会臨時会

平成30年5月24日（木曜日）午後1時30分開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		行政報告
3	報告第 1 号	平成29年度新得町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
4	議案第31号	工事請負契約の締結について（町道新得6号分線（楠橋）災害復旧工事）
5	議案第32号	専決処分の承認について（町税条例の一部を改正する条例の制定について）
6	議案第33号	専決処分の承認について（平成29年度新得町一般会計補正予算）
7	議案第34号	専決処分の承認について（平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算）
8	議案第35号	専決処分の承認について（平成29年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算）
9	議案第36号	専決処分の承認について（平成29年度新得町介護保険特別会計補正予算）
10	議案第37号	専決処分の承認について（平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算）

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1 1	議案第 3 8 号	専決処分の承認について（平成 2 9 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算）

○会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告（第 1 号）
	行政報告
報告第 1 号	平成 2 9 年度新得町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
議案第 3 1 号	工事請負契約の締結について（町道新得 6 号分線（楠橋）災害復旧工事）
議案第 3 2 号	専決処分の承認について（町税条例の一部を改正する条例の制定について）
議案第 3 3 号	専決処分の承認について（平成 2 9 年度新得町一般会計補正予算）
議案第 3 4 号	専決処分の承認について（平成 2 9 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算）
議案第 3 5 号	専決処分の承認について（平成 2 9 年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算）
議案第 3 6 号	専決処分の承認について（平成 2 9 年度新得町介護保険特別会計補正予算）
議案第 3 7 号	専決処分の承認について（平成 2 9 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算）
議案第 3 8 号	専決処分の承認について（平成 2 9 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算）

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	1 0 番 吉 川 幸 一 議員
1 1 番 高 橋 浩 一 議員	1 2 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町			長	浜	田	正	利
教	育		長	武	田	芳	秋
監	査	委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	金	田	將
総	務	課	渡	辺	裕
町	民	課	鈴	木	貞
保	健	福	坂	田	洋
施	設	課	初	山	一
産	業	課	石	塚	也
税	務	出	佐	木	照
総	務	課	々	濱	人
産	業	課	長	原	清
庶	務	防	福	林	之
財	政	係	小	郷	利
			本		潤

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	橋	場	め	ぐ	み
書			記	菊	地	克		浩

◎開 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日の欠席議員の届け出はございません。全員の出席でございます。
ただいまから、本日をもって招集されました、平成30年臨時第2回新得町議会を開会いたします。

(宣告 13時30分)

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、2番、村田博議員、3番、湯浅佳春議員を指名いたします。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

◎諸般の報告（第1号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 3月2日、定例第1回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

2ページの3月14日、日本放送協会ドラマ番組部、磯チーフプロデューサーほかNHKの関係するかたが来庁されました。目的は皆さん新聞報道等でご承知かと思っておりますが、平成31年度前期の連続テレビ小説「夏空」の放映が決まっておりますが、その「夏空」のロケ地として十勝が舞台になっておりまして、その中の一つとして本町でも撮影がされるという話があり、あわせて地元としても最大限の協力をということでの要請がありました。これを受けまして町でも補正予算を考えているところであります。

次、3ページにまいります。3月25日、屈足地区交通事故死亡事故ゼロ5,000日を3月22日に達成しましたが、それを祝う記念事業を当日、交通安全感謝祭ということで開

催されました。あらためて関係者全員の協力をいただいて5,000日を迎えたということでございまして敬意を表するとともに、これからも死亡事故ゼロが続くよう、われわれ行政側も一緒に努力をしていきたいと思っております。

3月27日であります。新得消防団、廣瀬団長以下来庁されました。内容は3月7日、東京都内にあります国技館におきまして、平成29年度消防功労者、消防庁長官表彰を受賞し、その報告のために来庁されたものであります。あらためて新得消防団の日頃の活躍について敬意を表するとともに、屈足消防団におかれましても一緒になって地域住民のために今後もご協力をいただきたいと思いますと思っております。

次4ページでございます。3月29日、西十勝森林組合の村岡組合長が来庁されました。目的は寄付ということで、500万円の申し出がありました。顧みますと、経営悪化から平成14年に再建組合となりました。以後組合長を先頭に努力をいただき、再建を終え今日に至っているものであります。その中で感謝の意ということで500万円の寄付があったものであります。あらためてこの間のご努力に敬意を表するとともに、本町の林業を支える中核としてこれからもご活躍をお願いしたいと思っております。

次に3月5日、6日含めて何点か飛んでおりますがあわせて話をさせていただきます。

JR根室本線維持に向けた動きであります。4月6日に十勝町村会長への協力要請、同じく4月16日は上川町村会長への協力要請、また4月26日には同じ趣旨も含めてJR根室本線の災害復旧の早期要望ということで、要望させていただいております。

あとここに記載がありませんけれども、5月8日には東京都で関係する政治家のかたにお願いをしてきたところでありまして、あらためて根室本線、新得富良野間、災害による不通区間およびJR単独では維持できない路線ということでありまして、早期復旧はもちろんでありますが、今後も鉄道として存続をするために広域の中で努力をしていきたいと思っております。この後は議会と一緒に各関係方面に要請をしていくという状況になろうかと思っておりますので、皆様がたのご協力を切にお願いしたいと思っております。

次に災害関連の方で行政報告させていただきます。たいへん申し訳ございませんけれども、いたる所で平成29年とありますが、平成30年の誤りということでご訂正をお願いしたいと思います。

1点のみご報告をさせていただきます。

4月10日であります。災害対策本部を解散以降、復旧・復興対策会議というものを立ち上げました。平成28年10月11日から平成30年4月10日までの間、18回会議を開催してきております。4月10日をもちまして所期の目的を達成したということで解散をさせていただきました。なお、町の管轄している公共施設等の復旧工事につきましては、平成30年度内に全てを完了させることで準備を進めているところであります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 報告第1号 平成29年度新得町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◎菊地康雄議長 日程第3、報告第1号、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、新得町一般会計繰越明許費にかかる計算書の報告がありましたが、お手もとに配布したとおりであります。

この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第1号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第4 議案第31号 工事請負契約の締結について（町道新得6号分線（楠橋）災害復旧工事）

◎菊地康雄議長 日程第4、議案第31号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第31号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1. 契約の目的。町道新得6号分線（楠橋）災害復旧工事でございます。

2. 契約の方法。3社による指名競争入札でございます。

3. 契約の金額。7,830万円でございます。（落札率99.64パーセント）

4. 契約の相手方といたしまして、新得町3条南1丁目5番地、株式会社岩野建設代表取締役社長岩野光一。なお、工期は、平成31年3月10日としてございます。

次のページ以降に資料といたしまして、施工箇所図、上部工一般図、橋梁一般図を添付いたしております。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第31号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第32号 専決処分の承認について（町税条例の一部を改正する条例の制定について）

◎菊地康雄議長 日程第5、議案第32号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。佐々木税務出納課長。

[佐々木隼人税務出納課長 登壇]

◎佐々木隼人税務出納課長 議案第32号、専決処分の承認についてご説明いたします。

9ページをお開きください。中段にあります改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年4月1日から施行

されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。法律等が平成30年3月31日に公布され、同日に条例を公布、施行するため、専決処分により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページをご覧ください。改正内容につきましては、1点目が法律改正にあわせての改正であります。第24条では、個人の町民税の非課税の範囲について、規定を整備するものであります。第31条では、均等割の税率について、所要の規定を整備するものであります。第47条の3では、特別徴収義務者について、規定を整備するものであります。第47条の5では、年金所得に係る仮特別徴収税額等について、規定を整備するものであります。第48条では、法人の町民税の申告納付について、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについてを規定し、その他として、所要の規定を整備するものであります。第52条では、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、申告後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定するものであります。

附則第10条の2では、地域決定型地方税制特例措置による固定資産税の特例率について、条例で定める割合を規定するものであります。①としては、水質汚濁防止法の汚水又は排水処理施設関係について取得期間を2年間延長し、当該設備の償却資産の特例割合を現行3分の1から2分の1にするものであります。②としては、再生可能エネルギー発電設備に関する固定資産税の特例について取得期間を2年間延長し、当該設備の出力数によって償却資産の特例割合を、太陽光発電設備では現行3分の2を、出力1,000キロワット未満のものを3分の2に、出力1,000キロワット以上のものを4分の3に、水力発電設備では現行2分の1を、出力5,000キロワット未満のものを2分の1に、出力5,000キロワット以上のものを3分の2に、地熱発電設備では現行2分の1を、出力1,000キロワット未満のものを3分の2に、出力1,000キロワット以上のものを2分の1に、バイオマス発電設備では現行2分の1を、出力1万キロワット未満のものを2分の1に、出力1万キロワット以上、2万キロワット未満のものを3分の2に規定するものであります。

附則第11条の2では、土地の価格の特例について、継続により、所要の規定を整備するものであります。附則第12条では、宅地等に対して課するの固定資産税の特例について、3年間の延長により、所要の規定を整備するものであります。

附則第13条では、農地に対して課する固定資産税の特例について、3年間の延長により、所要の規定を整備するものであります。附則第15条では、特別土地保有税の課税の特例について、3年間の延長により、所要の規定を整備するものであります。

2点目としては、政令改正等にあわせての改正であります。附則第10条の3第3項から第5項では、市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋等に対する固定資産税の減額について、所要の規定を整備するものであります。附則第10条の3第6項から第8項では、耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額について、所要の規定を整備するものであります。附則第10条の3第9項から第10項では、耐震が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額について、所要の規定を整備するものであります。附則第10条の3第11項では、耐震改修工事が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額について、所要の規定を整備するものであります。

3点目としては、省令改正に合わせての改正であります。第36条の2では、町民税の申告について、所要の規定を整備するものであります。

4点目としては、法規定の新設にあわせての改正であります。附則第10条の3第12項では、利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定するものであります。

5点目としては、規定の整備であります。第20条では、年当たりの割合の基礎となる日数について、附則第3条の2では延滞金の割合等の特例について、それぞれ第48条および第52条の改正に伴う、所要の規定を整備するものであります。附則第4条では、納期限の延長に係る延滞金の特例について、第52条の改正に伴う所要の規定を整備するものであります。附則第11条では土地に対して課する固定資産税の特例について、3年間の延長により、所要の規定を整備するものであります。

8ページに戻っていただきまして、附則につきましては、第1条で施行期日を、第2条では、町民税、第3条では固定資産税に関する経過措置について規定しております。

条例本文につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえご承認をお願い申し上げます。

[佐々木隼人税務出納課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第32号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第32号はこれを承認することに決しました。

◎日程第6 議案第33号 専決処分の承認について（平成29年度新得町一般会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第6、議案第33号、専決処分の承認についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第33号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。専決処分書、平成29年度新得町一般会計補正予算専決第4号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページに移りまして、この補正予算は第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,421万7,000円を追加し、予算の総額を80億608万2,000円とするものでございます。第2条は、地方債の変更によるものでございます。

6ページをお開きください。6ページから7ページの第2表地方債補正では、起債対象額の確定に伴う限度額の変更でございます。

22ページ歳出をお開きください。今回の補正は、決算見込み、および歳入額の確定に

伴う財源整理を全般にわたり行っております。財源移動以外のものについてご説明をいたします。2 款総務費減債基金費、25 節積立金では、今後の起債償還の財源対策として、減債基金積立金を増額してございます。

23 ページに移りまして、3 款民生費福祉対策費、12 節役務費および 20 節扶助費は実績見込みにより減額してございます。23 ページ下段、28 節繰出金から、28 ページ下段の 8 款土木費、28 節繰出金まで決算見込に基づき、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険、簡易水道事業、公共下水道事業の各特別会計への繰出金を減額してございます。

10 ページ歳入にお戻りください。2 款地方譲与税から、15 ページの 10 款地方交付税までの各款では、交付額の確定に伴い、それぞれ増額、減額の補正を行ってございます。

16 ページ、14 款国庫支出金から 17 ページ、15 款道支出金では事業費の確定に伴い、それぞれ減額、増額の補正をしてございます。

1 枚めくりまして、18 款繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため公共施設整備基金繰入金を減額してございます。

19 ページに移りまして、20 款諸収入還付金および返還金では繰出金の確定のため、高額療養費返還金を減額してございます。

1 枚めくりまして、20 ページから 21 ページでの 21 款町債では、起債対象額の確定に伴い、限度額の変更を行ってございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

〔金田將副町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第 33 号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第 33 号はこれを承認することに決しました。

◎日程第 7 議案第 34 号 専決処分の承認について（平成 29 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第 7、議案第 34 号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

〔金田將副町長 登壇〕

◎金田將副町長 議案第 34 号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。専決処分書、平成 29 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第 1 号について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページに移りまして、この補正予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,775 万 7,000 円を減額し、予算の総額を 9 億 2,393 万円とするものでございます。

14ページ 歳出をお開きください。14ページ1款総務費、15ページから17ページの2款保険給付費、18ページ3款後期高齢者支援金、19ページ6款共同事業拠出金、20ページ7款介護納付金、21ページ8款保健事業費まで、医療費などの実績による減額と、財源の移動をそれぞれ各項目で行ってございます。

8ページ歳入にお戻りください。1款国民健康保険税では決算見込により減額、増額してございます。

9ページから12ページにかけての2款国庫支出金、3款療養給付費交付金、5款道支出金、6款共同事業交付金では、実績および交付決定に基づき、それぞれ減額、増額の補正をしてございます。

13ページの8款繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金の各項目をそれぞれ、減額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第34号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第34号はこれを承認することに決しました。

◎日程第8 議案第35号 専決処分の承認について（平成29年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第35号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第35号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。専決処分書、平成29年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページに移りまして、この補正予算は第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万4,000円を減額し、予算の総額を9,515万7,000円とするものでございます。

11ページ歳出をお開きください。2款広域連合納付金では、広域連合の決算見込により、広域連合負担金の減額と、補正に伴う財源の移動を行ってございます。

8ページ歳入にお戻りください。1款後期高齢者医療保険料では決算見込により特別徴収保険料および普通徴収保険料をそれぞれ減額、増額してございます。

9ページに移りまして2款繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため一般会計繰入金の各項目をそれぞれ減額、増額してございます。

1枚めくりまして3款繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第35号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第35号はこれを承認することに決しました。

◎日程第9 議案第36号 専決処分の承認について（平成29年度新得町介護保険特別会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第9、議案第36号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第36号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。専決処分書、平成29年度新得町介護保険特別会計補正予算専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページに移りまして、この補正予算は第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ711万3,000円を減額し、予算の総額を7億1,665万9,000円とするものでございます。

11ページ歳出をお開きください。11ページから12ページの2款保険給付費では、実績による減額をそれぞれ行ってございます。

13ページに移りまして、3款地域支援事業費では、財源の移動をそれぞれ各項目で行ってございます。

8ページの歳入にお戻りください。1款介護保険料では決算見込により増額してございます。

9ページに移りまして、3款道支出金の介護予防事業交付金、包括的支援事業・任意事業交付金では、実績見込および交付決定に基づき、それぞれ増額してございます。

1枚めくりまして、10ページ6款繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金の各項目をそれぞれ減額、増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第36号を採決いたします。
本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第36号はこれを承認することに決しました。

◎日程第10 議案第37号 専決処分の承認について（平成29年度新得町
簡易水道事業特別会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第10、議案第37号、専決処分の承認についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第37号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。
次のページをお開きください。専決処分書、平成29年度新得町簡易水道事業別会計補正予算専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページに移りまして、この補正予算は第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155万円を減額し、予算の総額を5,625万円とするものでございます。

10ページ歳出をお開きください。1款事業費の一般管理費、11節需用費は、事業の確定によりそれぞれ減額をしてございます。

8ページ歳入にお戻りください。1款使用料および手数料では決算見込により、それぞれ増額、減額の補正をしてございます。

9ページに移りまして、3款繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を減額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第37号を採決いたします。
本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第37号はこれを承認することに決しました。

◎日程第11 議案第38号 専決処分の承認について（平成29年度新得町
公共下水道事業特別会計補正予算）

◎菊地康雄議長 日程第11、議案第38号、専決処分の承認についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第38号専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。専決処分書、平成29年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ63万4,000円を減額し、予算の総額を2億194万6,000円とするものでございます。第2条は、地方債の変更によるものでございます。

6ページをお開きください。第2表地方債補正は、事業費の確定に伴う限度額の変更でございます。

13ページ歳出をお開きください。1款事業費では、事業の確定により、施設修繕料の減額と補正に伴う財源の移動を行ってございます。

9ページ歳入にお戻りください。2款使用料および手数料では決算見込により、それぞれ増額してございます。

1枚めくりまして、10ページ3款国庫支出金では額の確定により、公共土木施設災害復旧事業負担金を増額してございます。

11ページに移りまして、4款繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、補てんの繰入を減額してございます。

1枚めくりまして、12ページ7款町債では、起債対象額の確定に伴い、限度額の変更を行ってございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第38号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第38号はこれを承認することに決しました。

◎閉 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 これにて本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

以上をもって、平成30年臨時第2回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 14時10分)
